

埼玉県訓令第十六号

訓令

環境部
環境管理事務所

埼玉県鳥獣保護管理員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県鳥獣保護管理員設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県鳥獣保護管理員設置規程（昭和三十九年埼玉県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。